

令和5年5月31日
江戸川流域治水協議会、中川・綾瀬川流域治水協議会
資料-2

流域治水協議会と大規模氾濫に関する減災対策協議会 今後の進め方

(国からの提案)

関東地方整備局
江戸川河川事務所

1. 水防災意識社会再構築ビジョン

◆ 経緯

平成27年関東・東北豪雨を踏まえ、新たに「水防災意識社会再構築ビジョン」として、全ての直轄河川のとの沿川市町村(109水系)において、令和2年度を目処に水防災意識社会を再構築する取組を行う。

◆ 目的

- ◆ 河川管理者のみならず、市町村、住民、企業等が水害のリスクを共有し、主体的に行動できるよう意識を変革すること。
- ◆ 施設的能力には限界があり、施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生することを前提として、社会全体で常にこれに備える「水防災意識社会」を再構築すること。

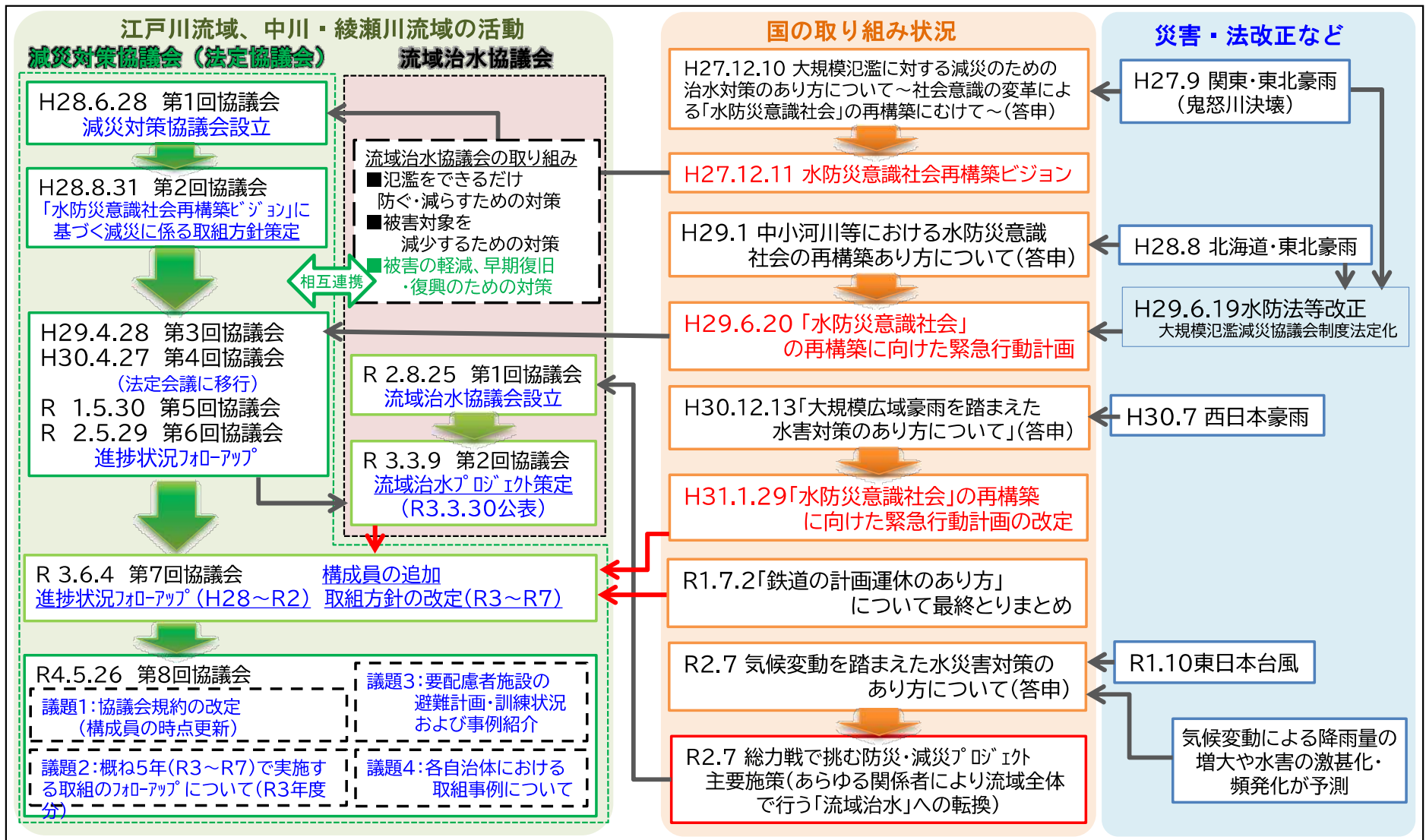


平成28年6月

大規模氾濫に関する減災対策協議会(江戸川流域、中川・綾瀬川流域)を設立

江戸川流域 及び 中川・綾瀬川流域 減災対策協議会の経緯

- 平成27年9月関東・東北豪雨災害を契機に、社会全体で洪水に備えるべく、「水防災意識社会 再構築ビジョン」が策定される。
- 翌平成28年6月に江戸川、中川・綾瀬川流域減災対策協議会を設立。同年8月に取組方針を策定、令和3年度の第7回協議会において、令和2年度までの進捗状況を踏まえるとともに、流域治水プロジェクト外の関連対策を追加し、今後5年(令和3～7年度)の新たな取組方針を策定。



2. 流域治水プロジェクト

◆ 目的

令和元年東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、流域においてあらゆる関係者(国・都道府県・市町村・企業・住民等)が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策「流域治水」を推進しているところ。



江戸川、中川・綾瀬川流域においても、流域治水協議会の設立及びプロジェクトの公表を行い、あらゆる関係者が協働して取組を進めている。

流域治水プロジェクト ～一級水系(109水系)、二級水系(約400水系)で策定・公表～

○「流域治水プロジェクト」は、国、流域自治体、企業等が協働し、河川整備に加え、雨水貯留浸透施設や土地利用規制、利水ダム等の事前放流など、各水系で重点的に実施する治水対策の全体像を取りまとめたものであり、全国109の一級水系、約400※の二級水系で策定・公表しています。

○今後、関係省庁と連携して、プロジェクトに基づくハード・ソフト一体となった事前防災対策を一層加速化するとともに、対策の更なる充実や協働体制の強化を図ります。

※河川整備計画を策定済みの水系のみ集計

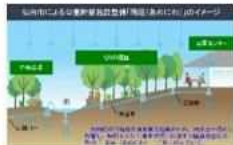
【ポイントその①】 様々な対策とその実施主体を見える化

① 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

・堤防整備、河道掘削、ダム建設・再生、砂防関係施設や雨水排水網の整備 等



河道掘削
(石狩川水系、北海道開発局)



公園貯留施設整備
(名取川水系、仙台市)



用水路の事前水位低下による雨水貯留
(吉井川水系、岡山市)

② 被害対象を減少させるための対策

・土地利用規制・誘導、止水板設置、不動産業界と連携した水害リスク情報提供 等



二線堤の保全・拡充
(肱川水系、大洲市)



災害危険区域設定
(久慈川水系、常陸太田市)



住宅地盤高上げに対する助成
(楸川水系、小松市)

③ 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

・マイ・タイムラインの活用、危機管理型水位計、監視カメラの設置・増設 等



自主防災活動による畳堤設置
(楯保川水系、たつの市)



避難訓練の支援
(五ヶ瀬川水系、高千穂町)



公園等を活用した高台の整備
(庄内川水系、名古屋市)

【ポイントその②】 対策のロードマップを示して連携を推進

・目標達成に向けた工程を段階的に示し、実施主体間の連携を促進

- 短期：被災箇所の復旧や人口・資産が集中する市街地等のハード・ソフト対策等。
短期・集中対策によって浸水被害の軽減を図る期間(概ね5年間)
- 中期：実施中の主要なハード対策の完了や、居住誘導等による安全なまちづくり等によって、当面の安全度向上を図る期間(概ね10年～15年間)
- 中長期：戦後最大洪水等に対して、流域全体の安全度向上によって浸水被害の軽減を達成する期間(概ね20～30年間)

<ロードマップのイメージ>

区分	主な対策内容	実施主体	工程		
			短期	中期	中長期
氾濫をできるだけ防ぐ・減らす対策	河道掘削	河川事務所、都道府県、市町村	→	→	→
	ため池等の活用	市町村	→	→	→
被害対象を減少させるための対策	浸水リスクの低いエリアへの居住誘導	市町村	→	→	→
	浸水防止施設	市町村	→	→	→
被害の軽減、早期復旧・復興のための対策	公園を活用した高台整備	市町村	→	→	→
	地区タイムラインの作成	都道府県、市町村	→	→	→

【ポイントその③】 あらゆる関係者と協働する体制の構築



流域治水協議会開催の様子

- 全国109の一級水系全てにおいて、総勢2000を超える、国、都道府県、市町村、民間企業等の機関が参画し、協議会を実施。
- 地方整備局に加え、地方農政局や森林管理局、地方気象台が協議会の構成員として参画するなど、省庁横断的な取組として推進

3. 今後の進め方

緊急行動計画に含まれていた避難や水防対策については、引き続き、減災対策協議会において「地域の取組方針」の作成・フォローアップを実施すると共に、これを各河川で進められている「流域治水プロジェクト」に位置づけることで、あらゆる関係者との密接な連携体制のもと、防災・減災の取組を継続的に推進していく。

大規模氾濫減災協議会

緊急行動計画 H28～R2(5か年) ⇒ R3～R7(5か年)

※未達成のものは要因を分析し、流域治水プロジェクトとして位置づける

地域の取組方針

危機管理型ハード対策等

R2概ね完了

避難・水防対策

避難計画、防災教育、水位情報の強化、水防体制の充実など

水防災意識社会再構築協議会における地域の取組方針を流域治水プロジェクトのソフト施策(被害をできるだけ防ぐ、減らすための対策)として位置づける。

流域治水協議会

流域治水プロジェクト(R3～)

R3以降

氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

【洪水氾濫対策】

堤防整備、河道掘削、調節池整備、水閘門改築、江戸川分派対策等

【内水氾濫対策】

排水施設の整備、公共施設の耐水化等

【流出抑制対策】

条例等に基づく流出抑制対策の指導・雨水貯留浸透施設整備の支援充実、水田貯留、雨水貯留施設の整備等

被害対象を減少させるための対策

【土地利用や住まい方に関する対策】

高台まちづくりの促進
住まいの安全性向上のための制度の充実等

被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

【水災害リスク情報の充実

ハザードマップの整備等

【避難体制等の強化】

要配慮者利用施設の避難確保計画策定促進
マイ・タイムライン等の普及促進

一時避難場所の整備・避難訓練の実施等

【早期復旧の体制強化】

自治体職員を対象とした水防活動訓練等の実施等

4. 国からの提案事項①

「流域治水協議会」と「減災対策協議会」の共同開催に向けた調整を実施する

◆ 現状

- 現在、江戸川河川事務所管内においては、「流域治水協議会」と「減災対策協議会」を別途開催している状況となっているが、内容的に共通する点が多いことや構成員である地方公共団体が双方で被っているところも有り。
※ 流域治水協議会・減災対策協議会共に、「江戸川流域」と「中川・綾瀬川流域」については、既に共同開催で対応中。

◆ 国の通達等※の内容

- 令和3年度中に「地域の取組方針」を見直すと共に「流域治水プロジェクト」にも反映すること
- 協議会の運営については、流域治水協議会などと構成員や協議事項の相違に留意したうえで、同日開催とするなど、**効率的な実施**を図りたい
- 今後の大規模氾濫減災協議会では、避難・水防対策(ソフト対策)を協議することを想定
※ 令和3年5月18日付け国土交通省水管理・国土保全局河川計画課河川計画調整室長等通知

◆ 今後の対応

- 今後、特定都市河川指定に伴う「流域水害対策協議会」も新たに設置される見込み。
- 協議会出席に係る地方公共団体等の負担軽減、及び流域治水プロジェクトとの整合を図る観点から、各協議会の関係性について整理を行った上で、「流域治水協議会」と「減災対策協議会」を**共同開催**としていきたい
- 令和5年度中を目処に検討・調整を進め、**令和6年度から正式運用**を目指す

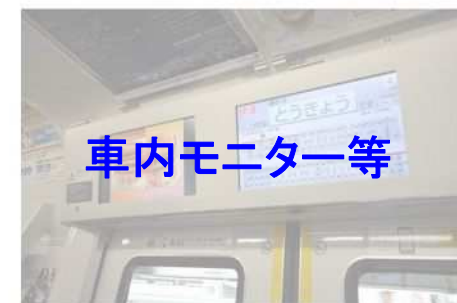
4. 国からの提案事項②

流域治水協議会の協議内容として、「**流域住民に対する広報展開の検討・実施**」を追加する

◆ 理由

- 気象変動の影響による水害の激甚化・頻発化に対応するため、国としても河川整備等の加速化に加え、内水対策や流出抑制対策の強化など「流域治水」の更なる推進を図っていく予定。
- 一方、流域治水の取り組みの推進にあたっては、協議会構成員だけではなく**流域住民の理解・協力が重要**となる。
- 「流域治水協議会」を「**広報**」の軸とすることで、**国・自治体・企業が一体となった広報展開を進める**ことが可能

- 将来的には「流域治水協議会」が国・都県・区市町・企業の代表窓口となり、広報展開や治水事業に関する講座や防災教育、シンポジウム・イベントなど「住民参画」の中心としての役割を担っていくことを目指す



5. 今後の調整に向けたロードマップ（案）



江戸川流域治水協議会 規約 (改定案)

(設置)

第1条 「江戸川流域治水協議会」(以下「協議会」)を設置する。

(目的)

第2条 本協議会は、令和元年東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、江戸川流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

(協議会の構成)

第3条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。
2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
3 事務局は、第1項による者のほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者(学識経験者等)の参加を協議会に求めることができる。
4 協議会には、オブザーバーとして関係機関を参加させることができる。

(協議会の実施事項)

第4条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。
一 江戸川流域で行う流域治水の全体像を共有・検討。
二 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む、「流域治水プロジェクト」の策定と公表。
三 「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ。
四 前記二および三に関する広報の検討と実施。
五 その他、流域治水に関して必要な事項。

(会議の公開)

第5条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

(協議会資料等の公表)

第6条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。
2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た

後、公表するものとする。

(事務局)

第7条 協議会等の事務局は国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所計画課に置く。

(雑則)

第8条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第9条 本規約は、令和2年8月25日から施行する。

令和3年3月9日 規約改定

令和4年3月15日 規約改定

令和5年5月31日 規約改定

中川・綾瀬川流域治水協議会 規約 (改定案)

(設置)

第1条 「中川・綾瀬川流域治水協議会」(以下「協議会」)を設置する。

(目的)

第2条 本協議会は、令和元年東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、中川・綾瀬川流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

(協議会の構成)

第3条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

- 2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 3 事務局は、第1項による者のほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者(学識経験者等)の参加を協議会に求めることができる。
- 4 協議会には、オブザーバーとして関係機関を参加させることができる。

(協議会の実施事項)

第4条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 一 中川・綾瀬川流域で行う流域治水の全体像を共有・検討。
- 二 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む、「流域治水プロジェクト」の策定と公表。
- 三 「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ。
- 四 前記二および三に関する広報の検討と実施。
- 五 その他、流域治水に関して必要な事項。

(会議の公開)

第5条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

(協議会資料等の公表)

第6条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た

後、公表するものとする。

(事務局)

第7条 協議会等の事務局は国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所計画課に置く。

(雑則)

第8条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第9条 本規約は、令和2年 8月25日から施行する。

令和3年3月9日 規約改定

令和4年3月15日 規約改定

令和5年5月31日 規約改定